

「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する告示案」等に関するパブリックコメントについて

平成20年10月
航空局技術部運航課

背景・目的

航空機を用いた危険物の輸送にあつては、航空法（昭和27年法律第231号）第86条において、省令で定める一定の範囲の爆発物等について航空機による輸送を禁止しており、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第1項各号において輸送禁止物件の範囲を規定するとともに、同条第2項において、一定の技術上の基準等に従って輸送する場合には当該禁止物件に含まれないこととしている。

放射性物質等の輸送に係る技術基準については、国際原子力機関（IAEA）において策定された放射性物質安全輸送規則を受けて、国際民間航空機関（ICAO）が危険物航空安全輸送に関する技術指針（ICAO TI）に取り入れたものを、国内法規に取り入れており、航空法施行規則第194条第1項第7号で一定の放射性物質についてその輸送を禁止するとともに、同条第2項第2号及び同号を受けた「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（国土交通省告示第1094号）」により、輸送可能物件を規定している。

また、平成17年12月に放射性物質の輸送に関する安全規制の実施状況評価が、IAEAによる輸送安全評価サービス（TranSAS）によって実施され、我が国の航空輸送における安全規制について、IAEAから助言を受けているところである。

今般、ICAO TIの改正が行われ、平成21年1月1日から適用されることから、IAEAからの助言を含め、航空法施行規則194条第2項第2号の規定に基づき、「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」及び関連通達について所要の改正を行うものである。

主な改正概要

1. 航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部改正

- (1) BM型輸送物を輸送する場合の、貨物機専用標識の貼付義務づけを本告示に明確化するとともに、当該標識の様式を追加することとする。
- (2) 他の危険性を有する放射性物質等の標識、表示及び輸送方法等は、本告示に定めるもののほか「航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示」によることとする。
- (3) 耐火試験の条件である平均火炎放射率及び熱吸収率を明記することとする。
- (4) その他所要の改正を行う。

2. 関連通達「放射性物質等の輸送規制について（平成13年6月29日 国空航第542号）」の一部改正

- (1) 他の危険性を有する放射性物質等に当該危険性の標識を表示する場合は、放射性の危険性の標識に近接して付すこととする。
- (2) 放射性輸送物確認申請及び輸送計画書の申請書の「物理的、化学的性質」欄に、特別形かどうか、気体、液体又は固体のいずれかであるかのほか、他の危険性の有無及び分類と区分についても記載することとする。
- (3) その他所要の改正を行う。

スケジュール（予定）

公布：平成20年11月中旬

施行：平成21年1月1日